

会費及び入会金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第7条及び定款施行規則第2条、第3条の規定に基づき、会費及び入会金の納入に関し、次のとおり定める。

(会費の納入)

第2条 定款に定める会費の納入は次のとおりとする。

1. 会費納入義務者は、4月1日現在の正会員及び準会員とする。
2. 会費の納入期限は当該年度の6月30日までとする。
3. 本会の会員となろうとする者は、その事業年度の会費を、入会手続きの際に納入する。
4. 会費は、本部に一括で納入しなければならない。
5. 未納会費がある場合、会員は全額を支払う義務を負う。

(会費の額及び納入方法)

第3条 本会会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 45,000円
 - (2) 準会員 年額 34,000円
2. 会費の納入は、本部への現金支払い又は指定口座への振込みとする。

(会費の減免の特例)

第4条 会費の減免は次のとおりとする。

(1) 免除

- ①会費を納入した会員が当該年度において組織を変更し、代表者が同一人で入会したとき
- ②会費を納入した個人の会員の死亡又は廃業により、6ヶ月以内にその配偶者又は2親等以内の親族が免許を受けて代表者となり入会したとき。
- ③会費を納入した会員が当該年度内に免許更新手続きを怠り免許が失効になり、6ヶ月以内に新たに免許の交付を受け入会したとき。
- ④会費を納入した会員が宅地建物取引業法第7条に規定する免許換えにより入会したとき。
- ⑤会費を納入した法人会員が、当該年度内に宅建業を廃業すると同時に、新法人で新たに宅建業を開業し、代表者が同一であり、会長が認め入会したとき。

(2) 減額

- ①当該年度の10月1日以降入会した会員は第3条(1)(2)の半額とする。

(会費台帳)

第5条 本部事務局は、会費台帳を記入し管理しなければならない。

(入会金の納入)

第6条 入会金は、入会手続きの際に、本部へ一括で納入しなければならない。

(入会金の額及び納入方法)

第7条 入会金額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 700,000 円
- (2) 準会員 450,000 円

2. 入会金の納入は、本部への現金支払い又は指定口座への振込みとする。

(入会金の減免の特例)

第8条 入会金の減免は次のとおりとする。

(1) 免除

①特別会員及び賛助会員は、定款第7条に規定する入会金の納入を免除する。

(2) 減額

次のいずれか該当する場合の入会金は、正会員 40,000 円、準会員 20,000 円とする。

- ①組織変更により、新たに免許を受け代表者が同一人で入会したとき
- ②個人の会員が死亡又は廃業により、6ヶ月以内にその配偶者又は2親等以内の親族が免許を受けて代表者となり入会したとき
- ③法人会員が宅地建物取引業を廃業すると同時に、新法人で新たに宅建業を開業し、代表者が同一であり、会長が認め入会したとき
- ④免許の更新手続きを怠り、免許が失効したことにより6ヶ月以内に新たに免許の交付を受け入会したとき
- ⑤宅地建物取引業法第7条に規定する免許換えに該当するとき

(規程の改廃)

第9条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(規程外の事項)

第10条 この規程に定めのない事項は、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。
2. 令和元年5月28日一部改正（第4条(1)②・第8条(2)②）、同日施行